

「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況

平成 23 年 7 月 19 日
原子力災害対策本部

5月17日に決定した「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況は、以下のとおり。

1. 避難区域等の取組関係**(1) 応急仮設住宅等の早期確保**

- ・ 7月末までに 14,000 戸を完成予定であり、7月 15 日時点で全体の約9割の 13,487 戸について着工済み(うち完成戸数は全体の約8割の 10,501 戸)。
- ・ 国家公務員宿舎、雇用促進住宅、地方公共団体の公営住宅等への被災者の受入れ調整等を随時実施しており、7月 11 日時点の入居済み又は入居決定戸数は、福島県内では 1,788 戸となっている(全国の入居済み又は入居決定戸数は 13,783 戸)。

(注)応急仮設住宅等は地震・津波被災者向けを含む。

(2) 一時立入の実施

- ・ 住民の一時立入を、5月 10 日以降順次実施しており、7月 10 日時点で、合計9市町村の 9,120 世帯、15,540 名が実施。葛尾村、田村市及び川内村については、一巡目終了。
- ・ スクリーニング等を行う中継基地を当初の1箇所から3箇所に増設するとともに、一時立入用バスを当初の 10 台前後から 50 台まで順次増加し、1日 1,000 人程度が一時立入できるよう実施体制を拡充。
- ・ 自家用車の持出しのための一時立入を6月 1 日以降順次実施しており、7月 12 日時点で合計9市町村の計 1,486 台の乗用車を持出し。
- ・ 長袖・長ズボンを着用している場合には、防護服の着用を不要とし、保冷剤を配付するなど、暑さ対策を実施。また、中継基地に関係機関や大学から派遣された医療関係者及び放射線の専門家が常駐。道路が狭隘な地域は、公用車で送り届けるなど、きめ細かく対応。
- ・ 環境省及び福島県において実施している一時立入に連動したペットの保護・回収については、7月 10 日時点で、犬 255 頭(匹)、猫 128 頭(匹)を保護。

(3) 計画的避難の実施

①計画的避難の進捗状況

- ・ 市町村の区域の全域又は一部が計画的避難区域に指定された5つの市町村においては、大多数の住民が避難を終えた。
- ・ 飯舘村については、7月8日時点で対象人口 6,177 人中、避難者数 5,971 人(97%)、村役場は6月1日に福島市内飯野支所で業務を開始し、6月 22 日に全庁を機能移転した。川俣町については、6月 10 日時点で対象人口 1,252 人中 1,240 人(99.0%)が既に避難済み又は避難日が決定。
- ・ なお、計画的避難に先立って住民の多くが避難していた、葛尾村、浪江町及び南相馬市については、葛尾村においては対象人口約 1,300 人中、6月 30 日時点で残留者は数名、浪江町においては対象人口約 1,300 人中、6月 30 日時点で残留者は 11 名弱、南相馬市においては5月下旬時点で対象人口約 10 人の全てが避難済み。
- ・ 計画的避難区域からの住民の移動について、(社)全日本トラック協会の協力を得て、避難に協力する事業者をリストアップして提供した。
- ・ 計画的避難区域における事業継続の例外として、5月 17 日、特段の理由により町村が事業継続を認める場合には、安全上の管理を十分に行うことを前提として継続して差し支えない旨、町村に通知した(飯舘村 9事業所、川俣町2事業所が、これに基づき区域内で操業を継続)。

②家畜の移動等について

- ・ 家畜の移動について、区域外の移動先のあっせんなど、必要な協力を行うとともに、家畜のスクリーニングや除染の手続などについて福島県に通知。
- ・ 計画的避難区域内の牛の残頭数の状況は、7月7日時点で避難対象頭数約 9,300 頭に対し、残頭数 182 頭 となっている。

(4) 特定避難勧奨地点の設定

- ・ 計画的避難区域及び警戒区域の外であって、計画的避難区域ほどの地域的広がりが見られない一部の地域で、事故発生後1年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定される地点が存在している。これらの地点においては、政府として一律に避難を指示する等するべき状況にはないものの、生活形態によっては、20 ミリシーベルトを超える可能性も否定できないため、このような地点を「特定避難勧奨地点」とし、居住する住民に対して注意を喚起し、避難を支援、促進していく(6月 30 日、伊達市について 104 地点、113 世帯が設定、通知された)。

(5) 避難区域等における治安維持

- ・ 6月2日に東京電力福島第一原子力発電所から 30km圏内及び計画的避難区域の治安維持を目的に「特別警備隊」(約 300 名)を編成し、警戒、職務質問、移動検問等を実施中。
- ・ また、村民によるパトロールにより、計画的避難区域内の防犯の充実、住民の安心・安全を確保するため、飯舘村においては6月6日から「いたて全村見守り隊」が、川俣町においては6月 20 日から「川俣町地域安全パトロール隊」が、葛尾村においては6月 21 日から、「葛尾特別警戒隊」が、それぞれ業務を開始した。

2. 被災住民の安心・安全の確保

(1) 住民の長期的な健康管理(放射線量の評価)

- ・ 関係機関、大学や自治体等から専門家を派遣し、福島県の指揮の下、7月5日までに約 21 万人以上に対してスクリーニングを実施しているが、健康に影響を及ぼす事例は確認されていない。
- ・ 長期的な健康管理のため福島県が実施する「県民健康管理調査」事業についての支援(※次項参照)を2次補正予算案で計上するなど、全面的に福島県を支援。福島県は、浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区を対象とした先行調査を開始。先行調査の一環として、(独)放射線医学総合研究所においてこれらの地区の住民 120 名について、6月 27 日より、ホールボディカウンター等により体内汚染量を測定する方法や、尿等の生体試料により体内汚染量を測定するバイオアッセイ法等を活用した内部被ばく量の評価手法を検討するための調査を実施中。さらに7月 11 日から、(独)日本原子力研究開発機構等による被災住民(浪江町、飯舘村、川俣町)2,800 人に対する内部被ばく調査を開始した。
- ・ 2次補正予算案において、福島県からの要望も踏まえ、原子力災害から子どもをはじめ住民の健康を確保するために必要な事業を中長期的に実施するために福島県が造成する「原子力被災者・子ども健康基金」に対して予算を計上した(962 億円のうち 782 億円)。本基金により、全県民を対象とした放射線量の推定調査を行う予定。また、避難住民等を対象とした詳細な健康調査や、子どもを対象としたがん検診を中長期的に実施する予定。更に、ホールボディカウンター等による検査事業、子どもや妊婦に対する個人用積算線量計(フィルムバッジ等)の貸与事業、子どもの心身の健康確保事業等を実施する予定。

(2) がれき・下水汚泥等の処理

- ・ がれき(災害廃棄物)については、環境省が6月23日、避難区域、計画的避難区域及び処理を開始した10町村を除く中通り、浜通り地域における災害廃棄物の処理の方針を決定した。
- ・ 福島県の他にも東日本を中心に下水汚泥等から放射性物質が検出されていることに対応するため、放射性物質が検出された上下水処理に伴う汚泥等の当面の取扱いに関する考え方を6月16日にとりまとめた。

(3) 校庭・園庭等の線量調査及び土壌への対応

- ・ 福島県内のすべての小中学校等に対して、積算線量計を約1,800台配布した。また、福島県以外の地域においても、校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校等を対象として、設置者等の希望に応じて、積算線量計を配布することとした(6月20日)。
- ・ 学校等において児童生徒等が受ける線量について、当面年間1ミリシーベルトを目指し、校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校等が土壌に関する線量低減策を行う場合に、国が財政的支援を行うことを決定し(5月27日)、福島県以外の地域についても財政的支援の対象とすることとした(6月20日)。また、2次補正予算案では福島県外も含めた校庭等の線量低減事業として予算を計上した(約50億円)。
- ・ 2次補正予算案において、福島県からの要望も踏まえ、前述の福島県が造成する「原子力被災者・子ども健康基金」に対して予算を計上した(962億円のうち180億円)。本基金により、学校・公園等の公共施設や通学路等の線量低減事業、学校施設等における空調設備等の設置支援等を実施予定。

(4) 環境モニタリング(空間、土壌、河川、地下水、海水中、海底土壌)・評価の継続的实施

- ・ 福島県全域及びその近隣地域の放射線量等分布マップの作成に向けた空間線量率の測定・土壌調査を6月6日より開始(8月中にマップを公表予定)。農地土壌についても放射能濃度分布マップの作成に向けた土壌調査を5月30日より開始(8月中にマップを公表予定)。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所から100km程度の範囲内について航空機モニタリングを引き続き実施(第3次:5月31日から7月2日)。また、宮城県北部の航空機モニタリングを実施(6月22日から30日)。現在、栃木県南部の航空機モニタリングを実施中。福島県、茨城県及び宮城

県の沖合に海域モニタリングの範囲を広域化し(5月中旬から7月)、海水や海底土の測定を引き続き実施中。

- ・ 食品・水道水中の放射性物質について、関係地方公共団体が継続的に検査を実施しており、国において毎日その結果を公表中。
※食品の検査実施状況検査件数 6,837 件,うち暫定規制値超過 413 件(7月7日時点)、水道水の検査実施状況検査件数 26,340 件,うち指標等超過 69 件(7月4日時点)。なお、水道水については、3月30日以降超過なし。
- ・ 東京電力福島原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを確実に計画的に実施することを目的として、関係省庁、自治体及び事業者が行っている放射線モニタリングの調整等を行うため、モニタリング調整会議を開催(第1回:7月4日)。
- ・ 福島県内の公共用水域及び地下水並びに海域について、有害物質等に併せて放射性物質のモニタリングを実施。公共用水域(河川)の放射性物質濃度については6月3日に測定結果を公表。また、地下水の放射性物質濃度については6月21日に福島市分の測定結果(第1報)を公表。続く7月7日に福島県内の41地点の測定結果(第2報)を公表。海域(宮城県沖、岩手県沖)の海水・底質に関する放射性物質濃度については7月8日に測定結果を公表。
- ・ リアルタイム放射線監視システムの構築や可搬型モニタリングポストの設置等、福島県内における環境モニタリングの強化や、各県におけるモニタリングポストの増設や環境試料分析装置の整備等、全国の環境モニタリングの強化のために必要な経費を2次補正予算案に計上した(約235億円 ※一部、原子力被災者・子ども健康基金による事業を含む)。

3. 雇用の確保、農業・産業への支援

(1) 雇用の確保

- ・ 経済産業省、厚生労働省及び福島県は、連携して被災者の雇用機会の拡大及び被災企業の経営支援に取り組み、以下の施策等を通じて、県内で約2万人の雇用を創出することを目指すこととした。
- ・ 被災者に雇用機会を提供するため、合同就職説明会を年内に5回を目処に福島県内で開催することを決定(第1回は郡山市にて6月23日に開催、第2回は9月24日に同市で開催予定)。
- ・ 経済産業省、厚生労働省及び福島県の連名により、製造業、小売業など26の経済団体に対し、原子力発電所事故に伴う雇用機会の維持・創

出に関する要請を実施(5月26日)。

- ・ 雇用創出基金事業により、福島県においては11,000人の雇用が計画され、そのうち4,401人が既に雇用されている(7月1日時点で厚労省把握分)。
- ・ 新卒者就職応援プロジェクト(インターンシップ事業)の参画企業の中で、被災地域の新卒者等を雇用する意欲のある企業を発掘し、公表(187社、6月17日時点)。また、被災した実習生及び受入企業、特に福島県内で行う実習については、優先的なマッチングの実施や要件緩和等の柔軟な対応を特別に実施中。

(2) 農畜産業・水産業等

- ・ 出荷制限等を受けた農林水産事業者に対してJA・JFグループがつなぎ融資を実施しており、7月6日時点での貸付実績は約350件(約10億円)。
- ・ 農林水産事業者の損害に対して、関係者による損害賠償請求を迅速かつ適切に進めるため、農林水産省、関係県・市、関係団体(150団体、5月30日時点)による連絡会議を開催し(4月18日以降のべ4回)、原子力損害賠償をめぐる動きについての情報提供や意見交換等を実施。

(3) 中小企業対策

- ・ 原子力災害や風評被害による影響を含め、震災により直接的、間接的に著しい被害を受けた中小企業を対象にした長期・低利(一部、実質無利子化)の新しい融資制度「東日本大震災復興特別貸付」や既存の制度とは別枠の新しい保証制度「東日本大震災復興緊急保証」について、5月23日から制度の運用を開始。5月23日から7月1日までに、「東日本大震災復興特別貸付」については、33,007件、7,846億円の、「東日本大震災復興緊急保証」については、54,417件、1兆555億円の実績をあげている。
- ・ 警戒区域等に事業所を有し、その移転を余儀なくされる中小企業等に対しては、通常の金融支援とは別に、無担保で長期の無利子貸付を行う特別支援を実施することを経済産業省と福島県の間で合意し、6月1日から(公財)福島県産業復興センター及び県内の商工会等にて受付を開始。申込実績は158件、申込金額合計は約39億円(7月14日時点)。
- ・ (独)中小企業基盤整備機構による仮設店舗、仮設工場等の整備事業(1次補正予算)について、福島県内においては7月13日時点で、13市町村、25箇所から整備要望が提出されている。そのうち、基本契約を

締結した、いわき市(6月9日)、新地町(6月15日、7月12日)、磐梯町(7月1日)、南相馬市(6月17日、7月1日)、相馬市(6月23日)、桑折町(7月8日)の9箇所順次着工。また、2次補正予算において、被災地域のニーズを踏まえ、事業を拡充する予定。

- ・ (独)日本貿易振興機構が実施する海外見本市事業、セミナー等の国際ビジネス支援メニューの一部について、震災により直接的、間接的に被害を受けた中小企業を対象に、料金の割引や無償化を実施。

(4) 風評被害対策・輸出支援

- ・ 国が指定した検査機関が行う輸出品(農水産品を含む)に係る放射線量検査の検査料を補助する事業について、6月7日付けで検査機関を指定・公表。6月22日より指定された13機関で事業を開始。
- ・ 国内の輸出関係者に対しては、相手国別の日本産食品に対する規制内容を周知し、相談窓口において個別の相談を受けるとともに、産地証明等を求めている国に対する証明書の発行体制を整備する等の対応中。
- ・ 諸外国の日本産食品に対する放射性物質の検査の要求に対応するため、検査機器の導入に対し支援するとともに、日本産食品の信頼回復のための情報提供に努めている。
- ・ 酒類については、国税局において輸出証明書を発行することとし、4月以降、EU、韓国及びマレーシア向けの酒類について、生産日及び産地に係る証明書の発行を開始。その後、放射能分析体制についても整備を進め、6月以降、EU向け輸出酒類に係る放射能分析及び証明書発行についても対応中。今後、被災地を中心に酒類の安全性モニタリングを実施予定。
- ・ 在外公館と(独)日本貿易振興機構の海外事務所等が連携し、原子力事故及び我が国の取組に関し、主要都市(12カ国・地域、15都市)で海外の産業界向けに説明会を実施。国内でも、外資系企業や在関西の領事団及び国際機関向け説明会を開催。
- ・ 日米両政府、経団連、全米商工会議所が日米官民パートナーシップを立ち上げ、歌手レディー・ガガやニューヨーク「シェフの使節団」の訪日等、日本産食品等の安全性の懸念の払拭につながる関連行事等を実施した。
- ・ 各種働き掛けにより、カナダ政府は日本産食品等への追加的輸入規制を解除。在外公館、日本貿易振興機構がカナダ政府の対日投資促進セミナーを支援。
- ・ 在京外交団、国際機関に対しては週1回ブリーフィングを、プレスに対

しては原則として毎日記者会見を実施。

- ・ A P E C 貿易担当大臣会合、日中韓サミット、O E C D 閣僚理事会、G 8 ドーヴィル・サミット、日 E U 定期首脳協議、A S E M 外相会合、I A E A 閣僚会議等の成果文書の中で、W T O 協定と不整合な措置を講じないこと、我が国産品と渡航に対する措置が科学的根拠に基づくべきこと等が盛り込まれた。
- ・ また、これらの国際会議等の機会に行われた首脳会談や外相会談において我が国産品の輸出に対し規制緩和の要請等の働きかけを行った。
- ・ ビジット・ジャパン事業における 15 重点市場国・地域を中心に、在外公館等を通じて、最新で正確な情報を伝え、行き過ぎた渡航規制があれば見直すよう働きかけた結果、一部の渡航規制が緩和された。
- ・ 経済産業省、(独)日本貿易振興機構等のホームページにおいて、諸外国の輸入規制や放射線検査等の情報を事業者に対して提供中。また、(独)日本貿易振興機構の緊急相談窓口や全国 36ヶ所の貿易情報センター、世界 73ヶ所の海外事務所において企業の相談に対応中。
- ・ 4月22日に輸出コンテナ及び船舶の放射線測定のためのガイドラインを公表。現在、ガイドラインに基づく放射線量率の測定を横浜港・東京港等で実施中。また、全国の港湾の大気及び海水のモニタリング結果を、国土交通省のホームページにおいて公表。なお、これらの対策については外交ルートを通じ各国の港湾管理者・C I Q 等関係機関へ、港湾・海運諸団体を通じて関係企業等に周知。
- ・ (独)日本貿易振興機構は、21 カ国・地域の貿易振興機関に対し、風評被害防止への協力を要請。また、震災への影響、復興に向けた政府の取組等の英語関連情報を英文ホームページにて紹介。今後、約 50 の海外展示会において広報ブースを設置し、風評被害の防止を訴えるパネルや映像等を展示予定。
- ・ 風評被害を原因とする、取引停止、発注の大幅な減少、不当な条件による取引等を防止するため、科学的・客観的根拠に基づいて適切に対処するよう、関係業界団体等に対し要請文を発出(6月1日)。
- ・ 放射能や食品等の安全に関してわかりやすく説明する「食品と放射能 Q&A」を作成し、自治体及び消費者団体等へ配布中。
- ・ 消費者月間シンポジウムにおいて、「食品と放射能」に関するパネルディスカッションを実施(5月30日)。
- ・ 「復興アクション」キャンペーンと連携しつつ、「食べて応援しよう！」をキャッチフレーズとした被災地等の農林水産物等の消費促

進を応援する取組として新聞広告やテレビCMによる広報活動、本取組に賛同する民間イベント等の情報の農林水産省のホームページへの掲載等を実施中。7月12日に川崎市で消費者フォーラムを開催し、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の消費者団体等から被災地産食品の消費に積極的に協力する取組事例の発表、意見交換を行った。

- ・ 中小企業の海外展開を支援するため、6月23日に決定された「中小企業海外展開支援大綱」に基づき、2次補正予算案において、(独)中小企業基盤整備機構が(独)日本貿易振興機構と連携して、海外バイヤーの招へいや、国内外展示会への出展支援等を行う予定。

(5) その他の取組み

- ・ 被災地域における金融機能を面的に維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを予め確保するため、国の資本参加の要件を緩和することなどを内容とする金融機能強化法等の改正法案を5月27日に国会に提出し、6月22日に成立。

4. 被災地方公共団体への支援

(1) 被災地方公共団体や避難者受入れ自治体への支援

- ・ 関係市町村及び福島県と国との間で、原子力被災市町村の行政のあり方に関する意見交換を6月4日、7月4日に実施するなど、避難住民に対し行政サービスを的確に提供するための仕組み等について検討し、今国会に新法を提出予定。
- ・ 電源立地交付金を原資として既に造成した基金について、当初の目的から変更し、災害復旧・復興に資する事業への活用を可能とすることとし、これまでに11件、約30億円の利用があった。
- ・ また、電源立地交付金の交付対象となっている被災地方公共団体からの申請があれば、通常6月のところを4月にも交付を行うこととし、既に約7億円の概算払いを実施。交付申請に際しては、通常5月末までの申請時期を7月末まで延長。

5. 被災者・被災事業者等への賠償

(1) 原子力損害賠償紛争審査会の定める指針について

- ・ 原子力損害賠償紛争審査会においては、これまで第一次指針(政府に

よる避難等指示に係る損害等)及び第二次指針(一時立入費用、帰宅費用、風評被害等)において、東京電力が賠償すべき損害項目及びその算定の考え方を示してきた。6月20日の本審査会においては、第二次指針で賠償すべき損害と認められた避難生活等に伴う精神的損害について、「第二次指針追補」として、その損害額の算定方法を明示した。現在、7月末を目途に中間指針を策定すべく、本審査会において検討中。

- ・ 2次補正予算案に、東京電力による迅速な賠償の実施のため原子力損害賠償補償契約に基づき国から東京電力に支払われる補償金や、多数の紛争の発生が見込まれることから、その解決を迅速に行うための体制整備に係る経費などを計上した。

(2) 生活者や事業者等への仮払い

- ・ 原子力災害対策特別措置法に基づく指示に従い避難・屋内退避を余儀なくされた住民の方々約5万世帯に対し、5月中に概ね支払いが実施(7月11日時点では、約54,000世帯に振込み)。さらに、7月5日、東京電力は追加的仮払補償金の支払いを発表(追加支払いは個人単位とし、避難状況に応じて1人当たり10~30万円)。
- ・ 出荷制限等を余儀なくされるなど厳しい状況におかれている農林漁業者に対しては、5月12日に決定された「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」を受け、東京電力と関係事業者団体等との間で早期の支払い実現に向けた協議が進められ、5月31日より実際の支払いが開始。これまでに、5県(福島、茨城、群馬、栃木、千葉(一部))の農業団体及び2県(福島、茨城)の漁業団体に対し、約41億円を振込み(7月11日時点)。
- ・ 中小企業者に対しては、5月31日に東京電力から仮払い対象、支払いの方法など具体的な仮払いの仕組みが発表され、6月10日より実際の支払いを開始。振込実績は、約3,500社、振込金額合計は約45億円(7月11日時点)。

(3) 東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて

- ・ 東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みとして、(ア)迅速かつ適切な損害賠償の実施、(イ)原子力発電所の安定化及び事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、(ウ)国民生活に不可欠な電力の安定供給、の3つを確保するため、6月14日、原子力損害賠償支援機構法案を閣議決定し、国会

に提出。現在国会審議中。

6. ふるさとへの帰還に向けた取組

(1) 土壌等のモニタリング・除染・改良等

- ・ 福島県全域及びその近隣域の放射線量等分布マップの作成に向けた空間線量率の測定・土壌調査を6月6日より開始(8月中にマップを公表予定)。農地土壌についても放射能濃度分布マップの作成に向けた土壌調査を5月30日より開始(8月中にマップを公表予定)。(再掲)
- ・ 福島県等と連携し、5月28日に農地土壌の除染技術開発に関する実証試験を開始した(飯舘村において、5月28日にはひまわり等のは種、6月13日には汚染された農地の表土除去試験を実施。また、川俣町においても、6月29日にアマランサス等のは種を実施。)

(2) 地域活力の再生・復興策の検討

- ・ 東日本大震災復興構想会議において、6月25日に「復興への提言」をとりまとめた。
- ・ 東日本大震災復興基本法の施行(6月24日)に伴い、東日本大震災復興対策本部及び岩手、宮城、福島の3県に現地対策本部を設置した。
- ・ 同法に基づき、「復興の基本方針」の策定等本格復興に向けた施策の具体化を進めている。